○関東地方整備局告示第四百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	日野市多摩平四丁目四番四から同市多摩平四丁目一六番	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十二日

○中部地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日　中部地方整備局長　足立　敏之

		区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類	一般国道			
㈡	路線名	一号			
㈢	道路の区域	名古屋市中川区下之一色町字北起四六番一から同市中川区下之一色町字権野二八番一まで	前	二二・三九～七六・六九（メートル）	〇〇・四七八（キロメートル）
			後	三〇・〇〇～七六・六九（メートル）	〇〇・四七八（キロメートル）
㈣	図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所			

○中部地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日　中部地方整備局長　足立　敏之

		区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
㈠	道路の種類	一般国道				
㈡	路線名	四十一号				
㈢	道路の区域	下呂市門原字坂下八二四番一から同市門原字道添六九七番一まで	前	A 一一・〇〇～六八・〇〇（メートル）	一・〇三〇（キロメートル）	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			後	BA 一一・〇〇～六八・〇〇 一三・〇〇～五三・〇〇	一・〇三〇 〇・七六二	
㈣	図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局高山国道事務所				

○近畿地方整備局告示第二百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百四十五号大津湖南都市計画、甲賀都市計画及び近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

		区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類	一般国道			
㈡	路線名	二百二十五号			
㈢	道路の区域	南九州市川辺町上山田字竹内五八二七番二地内	前	八・一七～一五・〇九（メートル）	〇〇・〇二二（キロメートル）
			後	九・八一～一五・〇九（メートル）	〇〇・〇二二（キロメートル）
㈣	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所			

○九州地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	始良市加治木町反土字八幡領一四五〇番二から同市加治木町反土字惣門一九八〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
二百二十五号	南九州市川辺町上山田字竹内五八二七番二地内	〃
二百二十六号	鹿児島市平川町字打越四四七五番一から同市平川町字海ノ上三四六七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十二日

○北海道開発局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号	美唄市字チャシュナイ八六九番九から同市字チャシュナイ八〇九番七まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	美唄市字チャシュナイ七九五番二から同市字チャシュナイ八二八番一まで	〃
二百七十四号	北海道上川郡清水町字熊牛九三番七から同町字美曼西二三線九四番一まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十二日